三鷹中央学園
三鷹市立第七小学校

ＰＴＡ規約

《 昭和30年（1955年）10月22日設立 》

三鷹市上連雀7－7－7

0422－44－5378

令和5年（2023年）5月改正

三鷹中央学園三鷹市立第七小学校ＰＴＡ規約

第一章　　名称及び設立日

第１条　この会は、三鷹中央学園三鷹市立第七小学校ＰＴＡといい、事務所を三鷹中央学園三鷹市立第七小学校内におく。

第２条　この会は、昭和３０年（１９５５年）１０月２２日を設立日とする。

第二章　　目　的

第３条　この会は、次のことを目的とする。

(1) 家庭、学校、社会で児童が心身共に健やかにかつ幸福であるように、学校の教育に協力する。

(2) 会員によって民主教育が広く行われるようにする。

(3) 会員お互いの親しみを深めると共に教養を高める。

(4) 教育がよく行われるように学校の環境をよくする。

(5) 学校の経費が公費によって維持されるように合法的な協力をする。

(6) 学校に関係の深い地域の教育が一層高まるようにする。

第三章　　方　針

第４条　この会の方針は次のとおりとする。

(1) この会は民主的に運営され、金銭上の利益を求めず、いずれの宗教・政党及び思想にもかたよらない。

(2) この会及び会員は、この会の目的以外の団体や個人のいかなる事業にも会の名や会員の名を利用しない。

(3) この会は児童の幸福のためにはたらく社会的団体あるいは、会などと力を合わせる。

(4) この会は、学校問題のために、関係者と意見を述べ合い教育の向上につとめるが、学校の管理や人事に立ち入らない。

(5) この会は、学校の経費や、教員の給与や生活費については、責任を負わない。

第四章　　会　員

第５条　この会は、次の者を会員とする。

(1) 児童の保護者、またはこれに代わる人

(2) この学校の教員

第６条　この会への入会及び退会は任意とする。

２　この会への入会及び更新の意思の確認は、年１回の会費の納入の際に行う。

３　会員の児童が卒業、転学または退学したときは、退会したものとする。また本人の自由意思によって退会の申し出があった場合はこれを妨げない。

４　会員は、会費を納める。

５　会費は、この学校に在籍する児童の数にかかわらず１家庭１口とする。
　また、教員は１人１口とする。

６　会費の額及び納入方法については、運営委員会において定める。

第五章　　役員及び顧問

第７条　この会に、次の役員をおく。

(1) 会　長　　１名（保護者１名）

(2) 副会長　若干名（保護者若干名　教員１名）

(3) 会　計　　３名（保護者２名　　教員１名）

(4) 書　記　　３名（保護者２名　　教員１名）

第８条　この会に顧問をおく。

２　顧問は校長をもってこれに充てる。

３　顧問は、何れの会合にも出席し発言をすることができる。

第９条　役員は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　会長は、この会をまとめ、総会、運営委員会、役員会及びその他の会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに、運営委員会及び役員会の進行を行う。

(3) 会計は、この会の金銭収支を正しく取り扱い、記録して運営委員会及び総会に報告する。

(4) 書記は、この会の文書の記録と管理、渉外連絡等を行う。

第１０条　役員及び学級委員の選出及び就任は、次のとおりとする。

(1) 保護者側役員は、役員選出管理委員会により選出され、総会の承認をもって就任する。

(2) 教員側役員は、教員側の推薦により選出され、総会の承認をもって就任する。

２　保護者より役員選出管理委員会を作る。保護者側役員の選出方法は、その年度の役員選出管理委員会が決定する。

３　役員選出にかかわる決定は特別運営委員会の協議によるものとする。

４　役員の任期は１年とする。但し、再任は妨げないものとする。

５　役員に欠員ができた時は、運営委員会で後任者を定める。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

６　各学級は、２名の学級委員を選出する。

７　教育支援学級の委員については、学級の状況に応じて選出する。

第六章　　組織と会議

第１１条　この会に、次の組織をおく。

(1)　総会

(2)　運営委員会

(3)　役員会

(4)　学年委員会

(5)　学級委員会

(6)　学級会

(7)　校外活動委員会（地区活動）

(8)　広報・一日家庭教育学級委員会

(9)　ななっ子委員会

(10) 役員選出管理委員会

(11) 会計監査委員会

第１２条　総会は、この会の最高議決機関で、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

(1) 役員の就任、退任の承認

(2) 規約の制定及び改正

(3) 事業計画及び予算の議決

(4) 決算の承認

(5) その他、この会の目的を達成するために必要な事項

２　定期総会は毎年新年度に開催する。また、臨時総会は必要に応じて開催することができる。

３　総会の定足数は、委任状を含めて会員数の３分の１とする。

第１３条　運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

２　運営委員会の構成員は次のとおりとする。

(1) 役員

(2) 学級委員

(3) 地区代表

(4) 広報・一日家庭教育学級委員

(5) ななっ子委員

(6) 会計監査・Ｐ連

(7) 会長（役員）が許可した者

３　運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する議案の作成

(2) この会の事業計画の執行に関する事項

(3) その他、この会の運営に必要な事項

４　運営委員会は、原則として毎学期１回行う。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

５　会長は、運営委員会構成員の３分の１以上の要請があるときは、運営委員会を開催しなければならない。

６　運営委員会は、構成員の２分の１以上の出席がなければ成立しない。

７　会員は、運営委員会を傍聴することができる。

第１４条　役員会は役員及び校長で構成し、運営委員会の決定した方針に基づいて具体的執行方策を決定するほか、運営委員会に提案すべき事項について協議する。

第１５条　学級委員会は、学級委員及び担任で構成され、学級委員を中心として、学級ＰＴＡ活動をすすめる。また学年委員会及び運営委員会との連絡、協調につとめる。

第１６条 校外活動委員会（地区活動）は各地区の代表及び教員で構成し、児童の校外生活についての情報の交換及び生活指導にあたる。

２ 校区を３地区に分け、原則としてそれぞれの地区から２名ずつ地区代表委員を選出する。

３　地区の代表は運営委員会に出席し、活動を報告する。

第１７条　広報・一日家庭教育学級委員会は、各学年から選出された広報・一日家庭教育学級委員と教員で構成し、会報の作成及びこの会の目的を円滑に達成するための活動を行う。原則各学年それぞれを若干名とする。

第１８条　ななっ子委員会は、原則2学年から6学年から選出されたななっこ委員で構成し、ななっ子まつりの企画・運営に関わる活動を行う。選出される委員の人数は、原則2学年から6学年までの各学年のそれぞれ若干名とする。

第１９条　役員選出管理委員会は、原則1学年から5学年までの各学年から選出された役員選出管理委員と教員で構成し、翌年度の役員候補者選考に関わる活動を行う。選出される委員の人数は、原則1学年から5学年までの各学年それぞれ若干名とする。役員選出において、役員選出管理委員の役職者は役員候補から除外する。

第２０条　会計監査委員会は、保護者２名及び教員１名で構成する。

２　保護者の会計監査委員は、選出委員会により選出され、総会の承認をもって就任する。

３　会計監査委員は、前期（４月から９月まで）及び後期（１０月から翌年３月まで）の２回、この会の会計を監査する。

４　会計監査委員は、原則としてこの会の他の委員を兼ねることができない。

第２１条　この会は、第３条に定める目的を達成するために各種委員会をおくことができる。

２　各種委員会の設置と構成は、運営委員会で決定する。

第２２条　会議の議決は、出席者の多数決による。

２　役員は、第11条第1項第4号から第9号までに定める委員会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

第七章　　会　計

第２３条　この会の経費は、会費とその他の収入で支弁する。

第２４条　この会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。ただし、予算成立前の支出は、運営委員会の議を経て行う。

第２５条　会計帳簿は、会員の要求があれば、いつでも公開しなければならない。

第八章　　その他

第２６条　この会の運営に際し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議を経て定めることができる。尚、細則を制定あるいは改廃した場合、運営委員会はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第２７条　この会の個人情報の保護については、個人情報取扱要領を別に定める。

第２８条　行政による緊急事態宣言の発出等、やむを得ない事由により通常のＰＴＡ活動が行えない場合は、役員会にて協議の上、ＰＴＡ会長の決済により対応措置を講ずるものとする。尚、決定事項の有効期間は当該年度のみとする。

※この規約は、昭和６３年５月総会後から改正。
※この規約は、平成１４年５月総会後から改正。
※この規約は、平成２１年５月総会後から改正。
※この規約は、平成２２年５月総会後から改正。
※この規約は、平成２３年５月総会後から改正。
※この規約は、平成２６年５月総会後から改正。
※この規約は、平成２８年５月総会後から改正。
※この規約は、平成３０年５月総会後から改正。
※この規約は、平成３１年５月総会後から改正。
※この規約は、令和２年４月総会後から改正。
※この規約は、令和３年４月総会後から改正。
※この規約は、令和４年４月総会後から改正。

三鷹中央学園三鷹市立第七小学校 PTA 個人情報取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の規定に基づき、中央学園三鷹市立第七小学校 PTA（以下この会という。）が保有する個人情報を保護し、PTA 活動の円滑な運営を図るため、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第 2 条　この会は、PTA 活動において保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

（管理者）

第 3 条　この会における個人情報データベースの管理責任者は会長とし、管理者を役員とする。

（取扱者）

第４条　この会における個人情報データベースの取扱者は、運営委員および会長（役員）が許可した者とする。

（秘密保持義務）

第 5 条　個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第６条　この会は、個人情報を収集するときは、その収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

（利用）

第７条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

（１）　会費納入、管理（運営）その他の文章の送付

（２）　会員名簿、委員会名簿の作成

（利用目的による制限）

第 8 条　この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第９条　個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第１０条　個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなどの適切な状態を維持し、パスワードをかけるなどして適切に保管する。

（第三者への提供の制限）
第１１条　個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
（１）　法令に基づく場合
（２）　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（３）　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（４）　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
（第三者提供に係る記録の作成等）
第１２条　個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合並びに国の機関及び地方公共団体を除く。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）　提供した年月日
（２）　第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）
（３）　提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項
（４）　提供する情報の項目
（５）　対象者の同意を得ている旨
（第三者提供を受ける際の確認等）
第１３条　第三者（国の機関及び地方公共団体を除く。）から個人情報の提供を受けるときは、第１１条各号に掲げる場合を除き、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）　提供を受ける年月日
（２）　第三者の氏名及び住所（法人の場合は名称と所在地）
（３）　第三者が個人情報を取得した経緯
（４）　提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項
（５）　提供を受ける情報の項目
（６）　対象者の同意を得ている旨（法人でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
（情報開示等）
第１４条　この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加及び削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。
（漏えい時等の対応）
第１５条　取扱者は個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む。）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告する。

（研修）
第１６条　この会は、役員及び取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
（苦情の処理）
第１７条　この会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。
（その他）
第１８条　中央学園三鷹市立第七小学校 PTA 個人情報取扱要領の改正は、総会において行う。
附則
この要領は、令和２年５月１日より施行する。

三鷹中央学園三鷹市立第七小学校ＰＴＡ慶弔規程

（細則）

第１条　本会の会員に対する慶弔の贈呈については、この規程によります。

（種類）

第２条 この規程でいう慶弔とは、次のものをいいます。

（１）　祝電、祝金

（２）　弔慰金

（３）　その他の見舞金

（祝金祝電）

第３条　個人の祝事に対して、会長が必要と認めた場合は、祝電を発して祝意を表します。祝金を贈る必要がある場合は役員協議の上贈呈します。

（弔慰金）

第４条　会員及び本校在籍児童の死亡の場合、次により弔慰金を霊前に供えて弔意を表します。

（１）　会員及び本校の在籍児童　１０，０００円

（２）　会員の配偶者　　５，０００円

（傷害見舞金）

第５条　本会の会員（配偶者を含む）が会務執行中に傷害が生じた場合には、前項に準じます。

（その他の見舞金）

第６条　前条以外の災害で見舞金を贈る必要がある場合には、役員協議の上前条に準じ実情に応じて贈ります。

（例外）

第７条　この規程の定めるによることが適当でないと認められる場合には、役員会の議を経てそれに応じて贈ることができます。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、運営委員会の審議を必要とし、総会で決議とします。

（実施）

第９条　（１）この規程は、令和２年７月書面総会後より実施します。

（２）この規程は、令和２年７月１日より改正